

西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査

# 中間報告会

報告1 調査事業の概要について

平成31年2月19日(火)

# ① 調査の目的

## ➤ 何のために調査するのか

- ・何がどれだけ、どのような状態で残っているのか
- ・どのように守るべきか

## ➤ 保存・活用につなげる

保存 — 点での保護  
— 面での保護

活用 — 知る  
— 見る  
— 使う

- 点での保護

**指定文化財**……………国、県、市の指定

重要文化財 旧木原家住宅

市重要文化財 旧石井家住宅

**登録有形文化財**・・国の登録



重要文化財旧木原家住宅



市重要文化財旧石井家住宅



登録有形文化財 亀齢酒造1号蔵



## ➤ 面での保護

### ◎伝統的建造物群保存地区

### ◎文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの  
(文化財保護法第二条第1項第五号より)

### ◎歴史まちづくり法

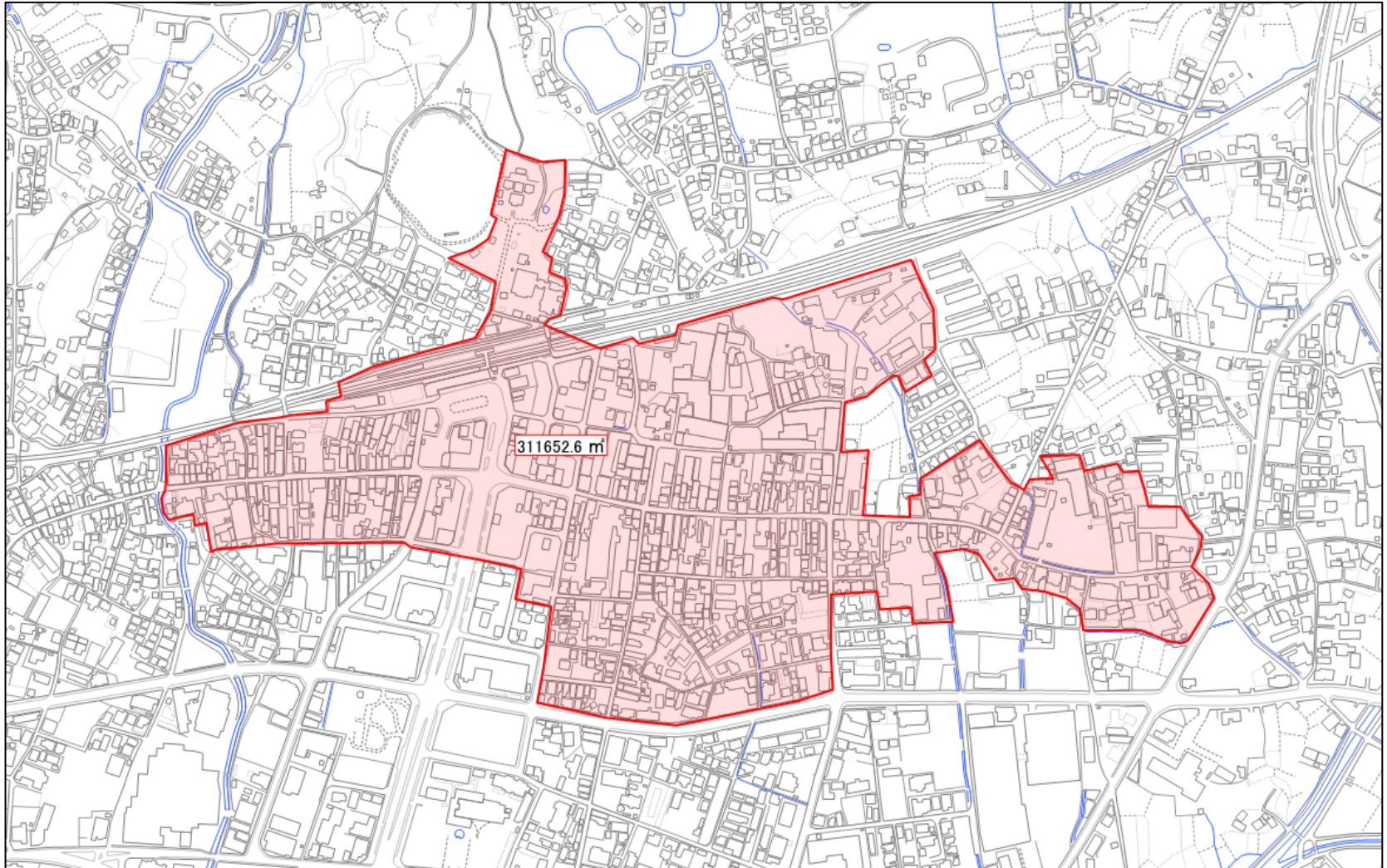
#### 歴史的風致維持向上計画

我が国のまちには、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいがあります。「歴史まちづくり法」は、そのような良好な環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承するために制定されたもの。



## ② 調査の範囲

- 酒蔵地区と町家地区を中心に、その外縁部と駅北の社寺空間







伝統的建造物群保存対策調査 調査対象範囲

昭和22年10月8日アメリカ軍撮影

### ③ 調査対象

- **建設後50年以上経過した建造物と工作物**  
工作物とは？

門・塀・井戸・石垣・水路・灯籠・煙突・鳥居など

#### なぜ、50年以上経過したものか？

- 建設後、一定の時間を経て、景観上重要な要素となっていると考えられる
  - 二世代以上の期間を経ることにより、所有者が長く保存していくことに一定の理解があると考えられる
  - 登録有形文化財制度の登録基準の一つとなっていること
- **地割(土地の区画)**  
地割から町の成り立ちや変遷の一端が窺える